

宮崎県農作物栽培慣行基準

平成19年9月7日現在

作物名	作型	慣行栽培基準		備考
		化学肥料の窒素分量 (kg/10a)	化学合成農薬の使用成分回数 (回)	
水稻	早期(非火山灰)	6.5	20	移植栽培に限る
	早期(火山灰)	8		
	早期(さきひかり) (全土壌)	10		
	普通期(非火山灰)	6	22	移植栽培に限る
	普通期(火山灰)	7		
大豆	秋作	2	14	
茶	—	50	16	
ごぼう	水田	17	10	
	冬まきトンネル		12	
	春まき	22	16	
さといも	早生系(マルチ)	13	10	
	普通(中生)	20	12	
	普通(筍芋)	24		
	晩生(えぐ芋)	23		
原料かんしょ	普通(マルチ・種いも)	4.8	12	有色かんしょを含む
食用かんしょ	トンネル早熟(ダイレクト苗)	4	12	有色かんしょを含む
	トンネル早熟(種いも)			
	早堀(マルチ・ダイレクト苗)	4		
	早堀(マルチ・種いも)	4.8		
	普通(マルチ・ダイレクト苗)	4		
	普通(マルチ・種いも)	4.8		
ばれいしょ	春作・露地	17	10	
だいこん	干切	25	10	
	青果			
	生漬	20		
たまねぎ	早出し	23	12	
らっきょう	露地	15	16	
にんじん	トンネル	23	14	
	夏まき	25		
キャベツ	夏秋どり	25	26	
	秋まき		14	
結球レタス	冬春どり	25	14	
はくさい	冬春どり	30	14	
ほうれんそう	夏まき(1作目)	15	10	
	夏まき(2作目以降)	10		
	秋まき	20		
こまつな	露地	15	8	
おおば	施設	50	46	
にら	促成(第1回収穫まで)	40	16	
	促成(2回目収穫以降)	10/作	6/作	
	露地(第1回収穫まで)	40	16	
	露地(2回目収穫以降)	10/作	4/作	
えだまめ	露地	7	12	

作物名	作型	慣行栽培基準		備考
		化学肥料の窒素分量(kg/10a)	化学合成農薬の使用回数(回)	
きゅうり	抑制	45	44	
	促成	60	50	
	促成(つる下ろし)	70	76	長期を含む
	半促成	25	49	
	半促成(つる下ろし)	30	58	長期を含む
	早熟	20	40	
	露地普通	50	42	西臼杵地区に限る
ピーマン	促成	60	62	
	抑制	40	54	
	雨除け	55	62	
	露地普通	55	32	西臼杵地区に限る
ししとう	促成	45	34	
	露地	60	40	
カラーピーマン	促成	60	62	
トマト	促成	35	62	
	半促成	20	44	
	雨除け	30	46	西臼杵地区に限る
ミニトマト	促成	35	66	
	雨除け	30	36	西臼杵地区に限る
中玉トマト	促成	35	62	直径3cm以下の果実を出荷する場合は、ミニトマトの基準を適用
アールスメロン	秋作	15	24	
	冬作			
	春作		28	
なす	促成	55	74	
	半促成	38	60	
	露地普通	45	36	西臼杵地区に限る
かぼちゃ	促成(黒皮)	46	68	
にがうり	普通(円筒形)	33	20	
	普通(紡錘形)	49		
	半促成)	30	24	
	雨除け			
オクラ	早熟	28	22	
いちご	促成	25	60	
アスパラガス	雨よけ	58	26	基準の対象期間は1年間を想定。
深ねぎ	春まき冬どり	26	18	
しょうが	半促成	40	28	
非結球レタス	全作型	20	8	
ケール	全作型	30	14	

作物名	作型	慣行栽培基準		備考
		化学肥料の窒素分量(kg/10a)	化学合成農薬の使用回数(回)	
早生うんしゅうみかん	露地	30	26	非火山灰土壌
		25		火山灰土壌
種早生うんしゅうみかん	露地	16	24	非火山灰土壌
		13		火山灰土壌
日向夏	露地	28	20	火山灰土壌に限る
完熟きんかん	施設	30	20	
きんかん	露地	30	16	
スイートスプリング	露地	30	19	火山灰土壌に限る
早香・ぼんかん	露地	24	23	非火山灰土壌
		19		火山灰土壌
ぶどう	施設	8	23	巨峰系4倍体品種 (巨峰、ブラックオリンピア、ピオーネ)
		11	25	ニューピオーネ(ジベレリン処理)
なし	露地(幸水)	13	33	
	露地(豊水)	16		
	露地(新興)	18		
キウイフルーツ	露地	16	14	火山灰土壌に限る

注1) 化学合成農薬の使用回数は、農薬の有効成分回数とします。

注2) 購入種子(種いも)及び購入苗に使用された化学合成農薬も使用回数に含めます。

注3) 栽培期間について

① 1年生作物については、前作の作物が収穫された時点から当該農産物の収穫・調整までの期間とします。

② かんしょについては定植用の苗を採苗した時から収穫・調整までの期間とします。

③ にらについては、前作の収穫終了から第1回収穫まで及び2回目収穫以降は収穫終了後の刈り揃えから次作の収穫終了までの期間とします。

④ 果樹については、年1回の果実の収穫時点(樹体・果実の生育及びその栽培管理が一巡する時点)から当該年の収穫・調整までの期間とします。

⑤ 茶等の1年間に数回、収穫機会のある作物については、前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調整までの期間とします。

注4) 作型の詳細は、県栽培指針を参考にしてください。なお、栽培指針に未記載及び不明な点は営農支援課生産環境担当(0985-26-7132)まで問合せください。